

令和6年度第2回 独立行政法人労働者健康安全機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	令和6年9月26日 9:05～10:45
委 員	田極 春美（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内 啓博（公認会計士） 有田 克彦（独立行政法人労働者健康安全機構監事） 黒澤 久美子（独立行政法人労働者健康安全機構監事（非常勤））
審議事項	1 令和6年4月から令和6年6月までに締結した契約の点検・見直しについて
議事概要	1 契約の点検・見直しについて 【主な指摘事項】 <随意契約> （1）「オプショナルスクリーニング検査等業務」について ・仕様書を当該業者の提案した検査内容をそのままのものとしたことで、当該検査を実施できる業者が1者のみとなってしまった可能性があるものと思料する。 ・当該業者から提出された販売証明書には、当該業者が唯一の検査実施機関である旨の記載があるが、それだけをもって当該検査を実施できるのは真に1者であったとは言い切れないものと考えられ、他病院に問い合わせる等更なる情報収集が必要であったと思料する。 ・販売証明書の発行者名が契約書上の法人名と一致しておらず、当該業者に組織上の問題がないか確認が必要である。 <一者応札・応募> （2）「建物清掃業務」について ・今回4者から入札参加資料の配布希望があった一方で、これまで20年にわたり同一業者が落札していること等を考え合わせると、競争参加資格要件を緩和することにより複数業者が応札する可能性を高める余地があったのではないかと思料される。 ・このような観点からも、応札しなかった業者へのヒアリング等により一者応札の要因を検証することは重要である。 ・加えて、本調達のような多選状態を抑制するための方策を検討する余地がある。 （3）「放射線部門システム（RIS・PACS）」について ・本件は、現行システムの設計上、新システムへのデータ移行が技術的に困難な設定となっている等、他メーカーの競争参加が困難な、いわゆる「ベンダーロックイン」の状態となっているものと思料する。このような状態を回避するためには、システムの導入段階から方策を講ずる必要がある。 ・入札公告に記載された調達件名では、現行システムからのデー

	タ移行を行うという業務内容は読み取れないため、応札希望者に分かりやすい表記を行う必要がある。 ・複数者の応札が見込めない場合は、履行期間をより長く設定することでより多くの応札者を確保できる可能性がある。 (4)「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務」について ・本件はサイトの運用・保守に係る調達であるにもかかわらず、ハードウェア機器等の故障時における無償修理又は交換を求めるものとなっている。これは当該システムの構築業者以外の業者には過大な負担であり、他業者の競争参加を困難にしているものと思料する。 ・システム導入当初よりシステム構築と運用・保守を分割して調達する設計となっているものと思料され、非効率な契約手続を余儀なくされている。 ・本調達において、新規業者が競争参加できるようにするためには、システム構築に要するコストを考慮した上で仕様内容の分析、整理を行う必要がある。 ・予め複数業者から概算見積を徴取する等、他業者の競争参加を促す取組が求められる。
--	--